

租税に関する相互行政支援に関する条約・改正議定書

意義

- 国境を越える経済取引や人的移動の活発化 → 国際的脱税・租税回避行為への対処の必要性
→ 税務当局間の相互行政支援のためネットワーク拡充により対処

経緯

- 条約: 1980年代後半以降、欧州評議会・OECDにて交渉開始、1995年に発効
- 改正議定書: 2010年5月作成、2011年6月発効
 - 情報交換規定を国際標準に沿った内容に改訂
 - 欧州評議会・OECDの加盟国以外の国も本条約が締結可能に

本条約・改正議定書のポイント

- 税務当局間での支援の実施を円滑化。対象は以下の3つ。
 - ① 情報交換・・・租税に関する締約国の法令の運用、執行に関連する情報を交換
 - ② 徴収共助・・・租税債権の徴収を相互に援助
 - ③ 送達共助・・・租税に関する文書の送達を依頼
- 一部租税に関し、支援しない権利、徴収共助・送達共助関連の支援をしない権利等を留保可能

(参考) 本条約・改正議定書の締約国・署名国 (2012年12月5日付けOECD公表資料をもとに作成)

● 本条約・改正議定書のいずれも締結している国 (18カ国)

アルゼンチン、豪州、デンマーク、フィンランド、フランス、グルジア、アイスランド、インド、イタリア、韓国、メキシコ、モルドバ、ノルウェー、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

● 本条約・改正議定書のいずれも署名している国 (24カ国)

ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、コロンビア、コスタリカ、ガーナ、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、インドネシア、アイルランド、日本、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、米国

(参考) 下線を付した国は、本条約締結済の国 (改正議定書は未締結)。なおアゼルバイジャンは本条約のみ署名・締結。